

第 60 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 9 月 16 日（金） 13:55～15:25

2 場 所 総務省第 2 庁舎 7 階中会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 西郷 浩、河井 啓希

（専 門 委 員） 安倍 澄子、野見山 敏雄

（審議協力者（学識者等）） 野崎 和美

（審議協力者（各府省等）） 財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、
千葉県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 作物統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、定刻より早いですが、作物統計調査の第 2 回の審議の部会を開催させていただきます。前回は 8 月 8 日だったということで大分間も空き、台風で 1 回飛んでしまいましたが、記憶をよみがえらせながらよろしくお願ひしたいと思います。

前回、8 月 8 日の段階では、幾つかの審議を既にしていただいております、1 つは未諮問基幹統計としての確認事項を検討させていただきました。それから調査計画の変更の中では、調査対象範囲の変更、調査周期の変更、報告者、標本経営体調査における標本設計の変更といった点を審議し、おおむね適当又は適当と整理させていただきました。今日はその後、調査事項の変更ということで進めていき、できるだけ今日で全て審議を終了する目標で進めさせていただこうと考えております。

今日は一応、16 時までを予定させていただいておりますが、万一延びましたときには、御都合がおありの方はまたその段階で御退席をいただいても結構ですので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思いますが、最初に配布資料とか、この後の進め方について、事務局からの御説明をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載の配布資料一覧を御参照いただきながら、資料の御確認をお願いできればと思います。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして、前回の部会審議において報告等が求められた事項に対する調査実施者への回答、資料2としまして、えん麦の作付面積調査についてという資料をお配りしております。資料2につきましては、前回の部会後に野見山専門委員から寄せられた御意見に対する調査実施者の回答ということで、追加作成されたもので、後ほど審議の中で調査実施者から御説明をいただきます。資料3としまして、調査票（諮問案）の字句の修正についての案、そして参考資料ということで、事前に皆様方にお送りし、内容を御確認いただきました前回部会の議事概要をお配りしております。

ここまで資料の内容につきまして、不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、本日の部会の進め方ですが、初めに前回部会で報告等が求められた事項につきまして、資料1に基づきまして、調査実施者からの回答を踏まえて、改めて御審議をお願いいたします。その後、前回部会で配布しました資料3-1の審査メモ及び資料3-2の審査メモで示された論点に対する回答に基づき、残りの論点について御審議をお願いいたします。資料2につきましては、この論点に対する回答の説明の中で、併せて調査実施者から説明をお願いいたします。なお、資料3については、調査実施者において申請書類を精査した結果、字句修正等を行う箇所が幾つか判明いたしましたので、新旧対照表形式で整理したものをお配りしております。言い回しの修正など、いずれも形式的なものと考えられますので、説明は割愛させていただきますが、後ほど御覧いただければと思います。

それから、最後に1点お願いですが、議事録を作成する関係で、御発言いただく際は事務方がマイクを席までお持ちいたしますので、発言前に挙手をお願いできればと思います。

事務局からの説明は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、最初に前回の部会で報告することとされた事項に対する調査実施者の回答について、御審議をお願いします。資料に沿って、農林水産省の方から御説明をお願いします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省生産流通消費統計課の春日と申します。

それでは、お手元の資料1を御覧ください。前回の審議におきまして宿題となっていたところが2点ありますが、1点目は全国調査を主産県調査とした場合に、都道府県数はどの程度減少するのかということです。もう1点は、標本経営体数がどの程度減少するのかということです。

まず、主産県調査にした場合の調査対象都道府県数ですが、1枚めくっていただきまして、別紙1というのが3ページに記載しております。これを御覧いただきますと、全国調査ではてんさい及びさとうきびを除きまして、47都道府県の調査が行われます。したがって、作物統計調査においては延べ1,131都道府県の調査となりますが、これが主産県調査になりますと495に減少するというわけです。それから、特定作物統計調査におきましては、284が104に減少するということでして、作物統計調査と特定作物統計調査、延

べで計算しますと、1,415 から 599 という形に減少するという事です。これは私ども都道府県単位で統計表を作成しまして、その積み上げが全国値という形ですので、県の数が減ればそれだけ合理化には資するという事です。

それから、戻っていただきまして、1 ページ目、回答 2 番のところです。標本経営体の数がどのように変化するのかということです。それは 4 ページを見ていただきたいと思えます。

小さい字で恐縮ですが、作物統計調査におきましては、26 年、27 年、28 年の関係団体、それから標本経営体数の実績が載っておりますが、28 年の数字と見直し後の試算の 29 年の数字を見ていただきますと、面積調査におきましては関係団体数が 187 のマイナスになりますが、収穫量調査におきましては、一部全国調査になるということもありまして、210 ほど増えます。それから、標本経営体については、2,388 増えますが、これは花き調査の調査設計が変わるということで、標本経営体数が花き調査において 3,000 ほど増えるということで、その影響がありまして、全体ではプラス 2,388 という形になります。

30 年におきましては、面積調査の団体数でマイナス 361、標本経営体でマイナス 575、31 年はそこに記載しているような形で推移するという事でありまして、調査対象数におきましては若干の変動がありますが、おおむね 28 年産と同等程度以下というような形で推移していくということになるかと思っております。

前回の宿題に関しましては、以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これは、実際どれぐらいの調査負担の軽減、あるいは調査の業務量の軽減になっているのだろうか、精度との見合いでどうだろうかということを出た質問だったと思えます。拝見しますと、県の数は主産県調査で見ると、かなり減少するというのが私なりの受けとめ方です。調査対象数の一番最後の裏側の紙で見ると、それほど大きく減少するわけではなく、むしろ新規に加わった部分も見ると、大体バランスしているという感じかと思えました。そういう意味では、効率化を図りながら、精度も確保しようとしてされている、その裏付けのデータと私は受けとめます。このような理解でありますが、委員の皆様、専門委員の皆様、いかがでしょうか。これを御覧になりまして、何か御意見等ありますでしょうか。

これにつきましては、先般の統計委員会でも調査対象の県を減らすことをして、本当に精度に影響がないのかなどという質問が出たりしたわけですが、これで拝見する限りですと、主産県調査ということに絞っても、見かけほどには最終的な調査客体が減るということでもなさそうです。集計した数字から見ても誤差はそれほどなかったわけですが、この数字で見てもそう心配ないということなのかなと私なりに受けとめました。そのような理解でよろしいでしょうか。

では、これについてはそのように理解するという事で、皆様の御了承をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、これで前回の部会の意見等に対する回答を終わりをしまして、次に個別論点の審

議に入ります。

続きまして、「報告を求める事項の変更」ですが、審査メモで申しますと、資料3-1、これと言うと7ページ目から12ページ目が関係します。これにつきまして、まず事務局から御説明をお願いし、続いて農林水産省から御説明をお願いすることにしたいと思えます。○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 追加資料3-1、お手元に御用意できましたでしょうか。7ページを御覧いただければと思えます。

今回の変更計画では、麦類の作付面積調査におきまして、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦、二条大麦などの飼料用及び肥料用の把握を廃止しまして、子実用のみの把握に変更することとしております。具体的には、審査メモの8ページの図3を御覧いただければと思えます。こういった形で変更することを予定しております。これにつきましては、調査の簡素化、効率化や報告者負担の軽減等の観点から、おおむね適当であると考えますが、現在の調査結果の経年変化や調査事項を簡素化することとした経緯や理由の確認など、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、この論点を中心にいたしまして、農林水産省の方から御説明をお願いしたいと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 それでは、論点に対する回答、資料3-2の23ページを御覧いただければと思えます。

まず、麦類の作付面積調査ですが、経年変化がどうなっているかということです。23ページ、1の回答のところの表を御覧いただきたいと思えます。4麦、これは小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の合計ですが、この4麦計を見ていただきますと、25年産、26年産、27年産で作付面積につきましては若干増える傾向があります。このうち主に小麦ですが、水田の利活用ということで、水稻の作付面積が減少しておりまして、そのかわり小麦や二条大麦等を栽培するというような形で、麦の作付面積は増加傾向で推移しております。

一方、えん麦・らい麦は下に表が載っておりますが、えん麦についてはほとんどが肥料用という形になっております。おおむね増減を繰り返しておりますが、ほぼ横ばい程度になっております。らい麦につきましても3,000ヘクタール程度ありますが、こちらも増減を繰り返しておりますが、ほぼ横ばい程度で推移しているというような状況です。

めくっていただきまして、24ページを御覧いただきたいと思えます。調査事項を簡素化することとした経緯・理由及び利活用の観点から支障はないのかということですが、まず今回、見直しによりましてえん麦とらい麦を把握しないということを計画しておりますが、えん麦・らい麦については、子実用の生産がごくわずかであるということです。下に表が載っておりますが、子実用のえん麦については0.1%しかないということです。それから、飼料用の生産につきましても、飼料作物全体に占める割合は1%未満になっているということです。肥料用につきましては、種をまいて生育した状態になったときに収穫をせずに

トラクターですき込んでしまいます。したがって、収穫がないようなものです。

それから、このような状況を踏まえまして、2番ですが、省内の関係部局と協議したところ、えん麦・らい麦については、飼料用についてはその他の飼料用として一括して把握ができればそれで良いというようなことでした。4麦につきましては、これは子実用を把握することは必要ですが、それ以外については簡素化しても特段支障がないということでした。このようなことから、かなり調査項目等は削減が可能です。従来54項目あったものが14項目まで削減できるということで、大幅な合理化ができると考えております。

次に、25ページです。環境保全型農業を推進する中で、青刈り用えん麦等の面積を把握する必要はないのかということです。回答の欄には、環境保全型農業直接支払交付金という制度がありまして、これには緑肥のすき込み等を行った者に交付金を支払うというような支援がなされております。こちらについては、実施した者については、行政ルートを通じてそういった取組を行った者の面積は把握がされているということで、交付金の支払い事業に関して統計で出しております肥料用の面積については、特段利活用はないというようなことでして、支障はないものと考えたところです。

その後、野見山専門委員の方から御意見をいただきましたので、この部分について、再度私ども検討いたしました。その結果が今回お配りいたしました資料2です。3枚紙の資料ですが、そちらをまず御覧いただきたいと思っております。えん麦の肥料用、従来肥料用と言っていましたが、一般的には緑肥と言われているものでして、えん麦の緑肥用につきましては作物と作物の間等に栽培しまして、土壌にすき込むものです。これをやることによって地力が向上したり、線虫等の対抗作物ということで、線虫防除効果が期待できるということで、特に北海道の畑作地帯において普及がなされていると理解しております。

めくっていただきまして、2ページ目を御覧いただきたいのですが、えん麦につきましては、27年で5万3,200ヘクタールありますが、そのうち緑肥用が、黄色で線が引かれています4万5,130ヘクタール、飼料用が7,370ヘクタール、子実用が158ヘクタールとなっておりまして、ほとんどが緑肥用として利用されていると。そのうち北海道が4万1,882ヘクタールということで、ほとんどが北海道での作付けとなっております。行政利活用上は、この緑肥用のえん麦について把握する必要はないということですが、作物統計の公共財としての利用という観点からしますと、今回、肥料用のえん麦をなくしてしまいますと、他に代替するデータがないというような状況です。したがって、政策部局とも協議いたしましたところ、えん麦の緑肥用については、引き続き調査を行ったほうが良いのではないかとということに至りまして、今回、見直しまして、緑肥用のえん麦については引き続き把握することとしたいと考えております。

そのえん麦については、それ以外に飼料用として14%ほどありますが、2ページ目をもう一度見ていただきますと、下の表にあります。飼料作物は牧草と青刈りとうもろこしとソルゴーで大多数を占めておりまして、最近、水稻の主食用からの転換ということで、飼料用米やホールクロップサイレージ用の稲が増えておりますが、それを差し引きますと残

りは1.2%、そのうちえん麦が0.8%ということですので、飼料用に占めるえん麦の面積、ウエートはそれほど高くはない。したがって、飼料作物はその他として把握していれば、えん麦単体での把握は必要ないと考えているところです。

3ページに、調査票がどのように変わるのかということで、諮問案と今回の変更案で示しておりますが、まずタイトルに飼料作物、「えん麦（緑肥用）」という言葉が追加されます。それから、下の数字を記入していただく部分についても、えん麦が記入できるように1欄を追加で設けております。

めくっていただきまして、4ページには増減の要因等を記入するような部分がありますが、そういったところにも「えん麦（緑肥用）」という言葉を追加しております。

5ページにも別添2ですが、今度は集計表にどのような形で出てくるかということですが、諮問案におきましては、飼料作物計と牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーという形でしたが、まず飼料作物計と、その内訳としてアとして牧草、イとして青刈りとうもろこし、ウとしてソルゴー、ここは変わりませんが、(2)として「えん麦（緑肥用）」が1項目追加になっております。

飼料作物の部分については以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これについての御審議をお願いしたいと思います。面積、あるいは青刈り用の部分は削除するが、今のえん麦についてはこのような形で復活するというような御説明だったということですが、いかがでしょうか。

野見山専門委員、いかがでしょうか。

○野見山専門委員 野見山です。

変更案で土地利用の経年変化を知ることができる。特にえん麦というのがしっかり把握できることになりますので、これで結構かと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。ほかの皆様、いかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。特にないようでしたら、本日お示しいただいた変更も含めまして、これで皆様に御了承いただいたというものとしたと思います。

ありがとうございます。

それでは、次の項目に進ませていただきます。次は、「飼肥料作物の作付面積に係る調査事項の変更」です。では、これについては事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、前回の資料3-1の審査メモの9ページを御覧いただければと思います。

今回の変更計画では、飼肥料作物の作付面積調査におきまして、主に飼料用に関するもののみについて把握することといたしまして、肥料用の作付面積の把握を廃止するとともに、把握品目を牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴーの3品目、並びに飼料作物計に変更することとしております。具体的には審査メモの10ページ、図4を御覧いただければと思います。これにつきましては、調査の簡素化、効率化や報告者負担の軽減等の観点から、

おおむね適当であると考えますが、現在の調査結果の経年変化や調査項目を簡素化することとした経緯・理由の確認など、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、農林水産省の方から論点に沿いまして、御説明をお願いします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 それでは、資料3-2の26ページからになります。飼肥料作物の調査事項です。まず経年変化ですが、26ページの表を御覧いただきたいと思います。飼肥料作物計でおよそ100万ヘクタールほど作付けがなされておりました、おおむね横ばい程度、若干増加傾向で推移しております。特に飼料作物につきましては、26年産、27年産で若干上向きになっております。これは食料・農業・農村基本計画におきまして、飼料自給率、餌の自給率の向上を目指すということになっておまして、目標数値が定められております。現在、飼料作物の自給率は26%ですが、これを10年後に40%まで高めるという目標になっておまして、この政策に基づいて、飼料作物については増えているということですが、内訳を御覧いただきますと、牧草と青刈りとうもろこしとソルゴー、この3品目で8割を超える数字が把握できているということになります。

それから、麦類はごくわずかでして、その他の青刈り作物の中に青刈り稲というのがあります。これはホールクロップサイレージ(WCS)と呼ばれているものですが、これについては、食用から青刈り稲の方に政策的に転換しておりますので、面積的には増えているということです。その他の飼料作物の部分も大きく増えております。この中には飼料用米、いわゆる餌米と呼ばれているものが含まれておまして、これも政策的に増やしているという部分です。それから肥料作物、先ほどえん麦の話が出ていましたが、そのえん麦を含む肥料作物合計はほぼ横ばい程度になっているということです。

次の27ページです。調査項目を簡素化することとした経緯・理由と、利活用上からの支障はないかということですが、飼料作物につきましては、まず牧草と青刈りとうもろこし、ソルゴーにつきましては重要な作物ということで、これは引き続き把握する必要があると考えております。そのほかWCSと飼料用米につきましては、こちらは行政データで把握が可能でして、私どもが把握しに行かなくても、正確なデータが把握できるということになっております。したがって、牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴーと、行政データで把握できる飼料用米・WCS、その他というのを把握すれば、飼料作物については行政利活用上、特段問題はないと考えているところです。

肥料用につきましては、最終的に収穫される生産物がないということで、行政利活用上は、これをなくしても特段支障がないということでした。今回、野見山専門委員の御意見を踏まえまして、肥料作物全体はなくなりますが、その最大の作物であるえん麦については引き続き把握するということになります。

27ページの回答の3番を御覧いただきたいのですが、これに伴いまして、調査項目数が

大幅に減ります。現行では 31 項目ありますが、これが 12 項目に減るということで、調査客体の負担、それから我々の集計の負担軽減につながるということです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問・御意見等ありましたらお願いしたいと思えます。どうぞ。

○安倍専門委員 確認させていただきたいのですが、3 品目、牧草、青刈りとうもろこしとソルゴーに関しては、農林水産省統計部の方でデータをとる。そして、ホールクロップサイレージ等については、行政上のデータでとる。利用する側としては、全体の飼料作物がどうなっているかということで、トータルに見たいわけですね。調査主体が違った場合に、トータルする場合にはこっちとこっちを合わせて作成しなければ、利用する側は見られないということにはならないか。例えば学生がですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 いや、そういうことではなくて、データの入手経路を我々が直接調査するか、行政からデータを頂くかということとして、合計値は引き続き飼料作物計として、我々、統計の公表として出すものです。

○安倍専門委員 分かりました。少しその辺が確認したかったのです。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。念のため今の御質問に関連してお尋ねするのですが、統計表の公表としては、飼料用米、WCS 用稲のところも行政データから補い、今後も表を作っていただけるとの理解でよろしいですか、それともそこはほかの資料を見てほしいということなのですか。合計値には全部入っているという御説明なのだと思うのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 現時点で考えておりますのは、飼料作物計の中で、内訳として 3 品目が出るということで、WCS と飼料用米、その他の飼料作物については差し引きのその他で出すという形で考えております。

○川崎部会長 なるほど。安倍専門委員、という意味でいかがでしょうか。それは少し期待と違いますか。

○安倍専門委員 違います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですか。

○川崎部会長 今の安倍専門委員のお話を受けて御検討いただきたい提案ですが、情報源は異なれどもこれまで一貫して出されていた数字でもあるので、その部分も何か表の中に入れていただくとか、あるいはせめて表の注釈か、参考資料にでもくっつけていただくとういのではないかと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 参考という形で載せることは可能ですので、そのような形にさせていただければと思います。

○川崎部会長 確かにそうですね。同じ表の中に入れてしまいますと、情報源が全然違うので、少し異質なものを並べた感じになるので、誤解が生まれるおそれもあります。手近なところで見やすいようにしていただくというのが大事な点かなと思いますが、そのよう

なことでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今の削除される項目の扱いについて御留意いただくということを前提としまして、この件につきましては御了解いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続きまして次の項目に進ませていただきます。「茶の収穫量調査に係る調査事項の変更」です。事務局から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 承知しました。11 ページを御覧いただければと思います。

今回の変更計画では、茶の収穫量調査におきまして、茶種別の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を年間計及び一番茶に変更することとしております。具体的には審査メモ、12 ページの図 5 を御覧いただければと思います。この関係で、少しページ数が飛びまして、審査メモの 43 ページ、44 ページ、後ろから 2 枚目に参考資料として、カラー版ですが、お茶ができるまでという資料とお茶の種類についての写真などの資料を付けておりますので、御覧いただければと思います。今回の変更につきましては、調査の簡素化・効率化や報告者負担の軽減等の観点から、おおむね適当であると考えますが、現在の調査結果の経年変化や調査項目を簡素化することとした経緯・理由の確認など、4 つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の 4 点の論点を中心に御説明を農林水産省からお願いします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 同じく資料 3-2 の今度は 28 ページを御覧いただきたいと思います。

経年変化です。表が載っておりますので、まず茶期別を見ていただきますと、摘採面積については若干減少傾向となっております。それから、荒茶生産量についても、変動はありますが若干減少傾向にあります。お茶につきましては、春の一番茶の時期に凍霜害が起こりますと、生産量が大幅に減少したりするようなこともあります。それから、茶園を 10 年に 1 度とか、30 年に 1 度とか更新していきますので、それがありますと摘採面積に影響が出てくるというようなことがあります。茶期別の内訳を見ますと、一番茶が全体の 4 割を占めておりまして、二番茶、三番茶、四番茶、秋冬番茶という形になりますが、収益では一番茶のウエートが非常に高く、収益の大体 6 割ぐらいが一番茶で賄われていると理解しております。

それから、茶種別の生産量です。内訳として、おおい茶、これは玉露とかぶせ茶、てん茶の合計の部分ですが、これが 8 % ぐらいありまして、普通せん茶が全体の 6 割、それから玉緑茶、番茶、その他という形になっております。

29 ページに行きまして、簡素化することとした経緯・理由と利活用の観点から支障はないの

かということですが、まずお茶については、関係団体があります。全国茶生産団体連合会という組織がありまして、ここが我々とほぼ同じような調査を行っておりまして、茶期別、茶種別の生産量のデータを毎年把握しております。お茶につきましては、食料・農業・農村基本計画の生産努力目標に掲げられておりまして、これは荒茶の生産量全体としまして8.5万トンが10年後、37年度に9.5万トンまで増加させるというのが目標値になっております。

29ページの2番のところを見ていただきたいのですが、関係部局と協議したところ、全国茶生産団体連合会で把握しているデータで十分利活用が可能であるということで、本調査については簡素化しても行政利用上支障がないということが確認されております。

それから、お茶につきましては、生産局の方でお茶に関する状況みたいな簡単な解説の資料を作っているのですが、その資料の中にも我々統計部の資料が使われておりませんので、全国茶生産団体連合会の資料が使われているというような事情もありまして、特段、こちらを合理化しても問題はないと聞いております。

これによる効果ですが、3番に記載してあります。現行54項目の調査を行っておりますが見直しによりまして7項目に減るということで、かなり大きな合理化の効果が得られると考えております。

30ページを御覧いただきたいと思えます。代替可能であるという理由です。全国茶生産団体連合会における調査の概要と私どものデータとの違い、それから調査の継続性です。まず全国茶生産団体連合会につきましては、各都道府県に傘下の支部があります。そこがJAやJA以外の茶の団体から聞き取りを行いまして、生産量をそれぞれ茶期別、茶種別に把握しておりまして、毎年3月から4月ごろに前年産の結果が公表されているというような状況です。

私どもが公表しているデータ等の差がどのくらいかということですが、これは2番の表に載っておりますが、私どもの公表値と全国茶生産団体連合会の公表値はそれほど差がありません。差は0%からおおむね2%の間におさまっているということで、先ほども申したとおり、行政部局ではこちらのデータを活用しているというのが実態でして、特段、利用に問題はないものと考えております。

それから、継続性ですが、全国茶生産団体連合会の方に確認しておりますが、業界としてこれは把握することが重要なものであるという認識のもと、現時点で調査を廃止するというようなことはない、毎年公表していきますということを頂いているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。そこにつきまして、御質問、御意見等、何かありますでしょうか。

河井委員、お願いします。

○河井委員 1つだけ教えていただきたいのですが、資料3-2の30ページ、農林水産省のデータと全国茶生産団体連合会のデータの差についてです。これはJAと茶共販団体等

からの聞き取りという2つの調査のカバレッジが一致しているのか、一致していないのか。金額だけ見ると農林水産省の方が大きいですが、これがずっとこれぐらいの差なのか、それともこの団体に入っていないものが増えてきているとか、あるいは減少しているとか、そういうカバレッジに差があるかどうかという情報を教えていただきたいのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 カバレッジに差があることによる変動は恐らくないと思っております。生産者はほとんどがこの全国茶生産団体連合会に加盟しているということで、我々は荒茶工場に対して調査を行っておりますが、カバレッジで見ると、その生産団体と我が社の母集団というか、そこに差はほとんどないものと思っております。我々の推計の方法と生産者団体の集計、あちらは積み上げで行っていると思いますが、そういった差があるのかと思います。

○川崎部会長 私からもその関連でお尋ねしてよろしいですか。恐らく河井委員の御質問にもう一つ含まれている趣旨は、団体を通さずに市場に出すようなお茶もひよっとしたら増えているのではないか、もしそういう傾向があるのでしたら、この団体経由の数字だけだとだんだん偏りが出てくるかもしれないのではないかという含意を持って御質問になったのではないかと思います。そのあたりは、そういう可能性があるかどうかとか、そこを時系列的に把握することはできるのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 時系列でお示しすることは可能だと思いますので、それについては整理して、またお示ししたいと思います。お茶につきましては、私どもも全国茶生産団体連合会もまずは荒茶工場に対して調査をかけているはずですが、お茶は荒茶工場を経ないとどこにも出ないものですので、そういう意味では、把握漏れが大きくなったりということにはなっていないものかなと思っています。

○川崎部会長 ということは、もしや全国茶生産団体連合会の方で調べられるのと農林水産省で調べられるのでは、系統的に推計の方法が少し違うとか、何かそういうことで一定の幅があり続けているという感じなのではないでしょうか。どことなくこの数字のギャップが、気持ちが悪いと言えば気持ちが悪い。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 過去の数字で比較しておりませんので、そこはまた見てみたいと思います。

○川崎部会長 これは私個人の感じですが、こうやって記入者の負担軽減、あるいは調査の簡素化を進めていただくこと自体は良いと思いますし、あまり大きなギャップではないだろうと思いつつも、先ほど河井委員がおっしゃったようなギャップがもしや広がりつつあるのではないかということはチェックしておきたいと思っております。

それから30ページの表で見ましても、このギャップも、私は今、下の表を見ているところですが、構成比の差をとっておられるのであまり大差ないなと見えてしまうのですが、よくよく見ると例えばおおい茶は、多分一番単価の高いお茶だろうと思いますが、これは総量ベースで5%ぐらい差があったりするということもあって、お茶の種類によってギャップの率が違ったりもしていることを考えると、もう少しここは丁寧な御説明がほしいな

という感じもしたのです。これは私個人の感じなのですが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。あまり細かいところを掘り過ぎてもいけないのかもしれませんが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 全国茶生産団体連合会が公表している数字の全体の合計については、作物統計の統計値を見ながらやっておりますので、だからそこは同じもので、その内訳がそれぞれ集計の方法なりが若干違っているということで、その差があったと思いますので、そこは過年次も含めてですね。

○川崎部会長 この点、どれぐらい時間をかけて議論することかというのは私も迷うところではありますが、簡単にその関連の数字をまた次回でも御紹介いただけたらと思います。が、よろしいでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○川崎部会長 そのようなことを前提に、恐らくこのような簡素化の方向でお話を聞かせていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。どうぞ。

○河井委員 もう1点だけよろしいですか。

審査メモの12ページの図5の現行と変更後のイメージ図ですか。こちらで一番茶だけを調査されるということなのですが、これは年間計から一番茶を引いてやると、二番茶からその下のところが全部、その他の部分が出せるというものですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうです。ただ、二番茶が幾らかとかは分からないのです。

○河井委員 内訳は分からないが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 その差が出ます。

○河井委員 分かりました。ありがとうございます。

○川崎部会長 いいですか。

○河井委員 はい。

○川崎部会長 ほかにはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また若干次回に御報告いただくことはありますが、それをお聞きした上で最終的には了解ということにさせていただきたいと思います。

では、次の項目に進ませていただきたいと思います。次の事項は、ここからが調査票の変更となります。これについては事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、アの「作付面積調査票及び収穫量調査票の統合等」のところ。審査メモの13ページを御覧いただければと思います。

今回の変更計画では、陸稲など幾つか作物の関係団体用調査票につきまして、作付面積調査票及び収穫量調査票を統合することとしております。具体的な調査票の統合のイメージにつきましては、審査メモ別添2の21ページから24ページを御覧いただければと思います。審査メモの後ろに付けている新旧の様式の資料です。クリップを外していただける

と見やすいかもしれません。このような形で2つの調査票を統合することを計画しております。また、審査メモの13ページにお戻りいただきまして、今回、飼料作物につきましては、審査メモ13ページの図6と図7のとおり、これまで別々の時期に実施しておりました作付面積調査と収穫量調査の実施時期をそろえることとしております。これに伴いまして、両調査の公表時期もそろえることとしております。これにつきましては、調査結果の一体的な審査・検討が可能となることや、報告者負担の軽減等を踏まえまして変更するものであることから、おおむね適当であると考えておりますが、他の作物に係る調査票を統合する余地の確認など、2点の論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 それでは、農林水産省から2点の論点につきまして御説明をお願いしたいと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 資料3-2の31ページを御覧ください。

調査票の統合ですが、陸稲、麦類、かんしょ及び飼料作物に係る調査についてのみ調査票を統合している理由は何かということです。それから、更なる統合の余地はないかということです。回答のところを御覧いただきたいと思いますが、まず麦類と飼料作物につきましては、作付面積調査と収穫量調査で把握している調査事項及び品目が同一であること。それから、陸稲及びかんしょについては、従来から作付面積調査と収穫量調査で把握する調査事項が同一であったということで、作付面積と収穫量を別々の調査票で報告する必要があった報告者の負担軽減を図るという観点から、作付面積調査と収穫量調査の関係団体用調査票を統合するというようにしたところでは。

2番のところですが、面積調査と収穫量調査を統合するとした場合に、それぞれ現行では調査時期が異なっておりました。そのうち大豆につきましては、需給状況の確認や豆類の関税割り当ての利活用上、こちらは先行して面積のみの把握が必要であるということで、今回統合は行っていないということで、別々の調査票とするということになっております。今回の見直しによりまして、調査票を統合する作物は、利活用を含めて見ますと、陸稲、麦類、かんしょ及び飼料作物が統合できる調査票にしたところでは。

次に32ページに行きまして、利活用上の関係で支障がないのかということです。従来この飼料作物につきましては、作付面積調査を年内、10月から11月に行いまして、その後12月から1月ぐらいに収穫量調査を行っておりました。この理由は、経営所得安定対策の「産地づくり交付金」の国から都道府県への配分のために必要だということで、面積調査を収穫量調査に先行いたしまして、毎年1月末までに公表していたということで、先に調査を行っておりました。しかしながら、制度が変わりまして、現在の経営所得安定対策におきましては、「産地づくり交付金」の配布は面積で配分するのではなくて、水田フル活用ビジョンという計画に基づいて、国から都道府県に配分する方式になったということで、面積調査と収穫量調査を3月上旬にしても行政利活用上問題がないことが分かりましたの

で、そこは統合して、一括して調査したいということです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これにつきまして、御質問、御意見等はありますでしょうか。

これにつきましては、どうやら調査の時期が若干動くということはもちろんありますが、基本的には記入の仕方や、また、統合され、調査の簡素化につながっているということで、これによる大きな支障はなく、むしろ事務の合理化にも役立っているということと受けとめました。そのような理解でよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては御了解いただいたものとさせていただきたいと思いません。

次の項目に進ませさせていただきたいと思えます。事務局からお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 引き続きまして、イの「野菜指定産地用の調査票の作成等」について、説明させていただきます。13 ページ下の方から 14 ページにかけてです。

今回の変更計画では野菜の作付面積や出荷量等を把握する関係団体用調査票につきまして、従前の野菜に係る調査票を分離し、新たに野菜指定産地用の調査票を作成し、当該調査票には指定産地名及び市町村名をプレプリントすることとしております。

14 ページですが、春植えばれいしょなどの野菜調査では、それぞれの野菜の収穫・出荷がおおむね終了する時期に関係団体等へ調査票を送付し、回収いたします。このうちだいこんやにんじんなど指定野菜 14 品目につきましては、指定産地市町村の作付面積、出荷量等を同様に調査し、公表しております。指定産地市町村の統計値を作成するため、従前は関係団体の管轄する範囲に所在する野菜指定産地市町村ごとに調査票を作成・報告してもらっておりましたが、今回、野菜指定産地用の調査票を新たに作成し、記入誤り、記入漏れ等を防ぐため、品目名、主たる収穫・出荷期間、指定産地名、市町村名などを事前にプレプリントした上で配布することとしております。

具体的な調査票のイメージにつきましては、少し飛びますが審査メモの別添 3 の 25 ページに付けておりますので、御覧いただければと思えます。この変更計画につきましては、報告者負担の軽減とともに、報告の正確性が確保されるものであることから、適当であると考えております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。これにつきましては、プレプリントへの変更ということで、事務局から適当であると考えて良いのではないかと御説明でしたが、何か御質問、御意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、これは記入者の負担軽減にもなりますし、記入の向上にもなると思えますので、御了解をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、次の項目に進ませてもらいたと思います。これもまた事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 承知しました。審査メモの15ページ、ウの「収穫量の増減要因等の記載様式の変更」から、オの「経営体用の飼料作物の収穫量調査における各種変更」までについて説明させていただきます。

まず、ウの「収穫量の増減要因等の記載様式の変更」についてです。今回の変更計画では、関係団体用の収穫量調査における収穫量の増減要因等につきまして、記載様式を従前の記述方式から選択方式に変更することとしております。ここでは陸稲の調査票を示しておりますが、審査メモの27ページから32ページには別添4という形で、陸稲以外の麦類や飼料作物など、他の作物の調査票も参考までに添付しております。これらにつきましては、報告者負担が軽減されるとともに、調査票の審査等のより適切な実施が可能となることから、適当であると考えております。

次に、審査メモの16ページ、エの「精糖会社及び農業経営体用の収穫量調査における主な被害の要因の変更」についてです。今回の変更計画では、精糖会社及び農業経営体用の収穫量調査における主な被害の要因に、鳥獣害の選択肢を追加することとしております。ここでは陸稲、麦類等の調査票をお示ししておりますが、審査メモの33ページから36ページにつきましては、これ以外にてんさい、さとうきびなど、他の調査票にも同様の変更がありますので、参考までに添付しております。これにつきましては、収穫量の増減要因のより正確な把握が可能となることから、適当であると考えております。

次に、16ページ下の方のオの「経営体用の飼料作物の収穫量調査における各種変更」についてです。今回の変更計画では経営体用の飼料作物の収穫量調査につきまして、以下の(ア)から(エ)のとおり変更することとしております。

具体的には、恐れ入りますが37ページの別添5を御覧いただければと思います。右側の「(案)」が「現行」の誤植ですが、現行の平成28年度調査の調査票でして、左側の方に今回変更を予定している平成29年度調査の調査票を整理しております。37ページ、「【2】の牧草について」におきまして、栽培面積から「作付(栽培)面積」に表記を変更するとともに、不等号括弧の〈固定サイロを用いている場合〉の記入欄を追加することとしております。

また、次の38ページでは、「【3】青刈りとうもろこしについて」及び「【4】ソルゴーについて」におきまして、栽培面積から「作付面積」に表記を変更するとともに、ここも不等号括弧ですが、〈ラッピングを行っている場合〉の記入欄を追加することとしております。この関係で、少しページが飛びますが、45ページ、一番最後のところですが、参考資料といたしまして、固定サイロやラッピングといった飼料作物の貯蔵方法について御理解いただけるよう、写真の資料を添付しております。

これらの変更につきましては、これまでの項目名を正確なものに修正するものであること、あるいは報告者が調査票に記入しやすいよう記入欄を追加するものであることから、

適当であると考えます。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。3つの事柄につきまして、記載をやすくするための変更について御説明があって、事務局からこれらは適当であろうという御説明でしたが、これにつきまして御質問、御意見等ありますでしょうか。

もしまだお考えになっているようでしたら、私の方から念のためお尋ねします。適当とか不适当ということとは別の観点での質問なのですが、収穫量の増減要因の変更ということで選択肢を設けられて、記入欄を分けて、作柄の良否を良・並・悪とかいうマークをする。私は大変良いことだと思うのですが、ちなみにこれって集計して出されることを想定されているのですか、それとも分析コメントのときにこれを見て使っていくという、どちらなのでしょう。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 集計はしておりませんので、記載された統計値との審査のときに……。

○川崎部会長 解釈したり、審査したりするときはこれにという……。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 活用しています。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。こうやったほうが多分、文章でずらずら書くよりもぱっと簡単に書きやすくなるので良いだろうなと思いました。

どうぞ、野見山専門委員から、お願いします。

○野見山専門委員 飼料作物の調査票、別添の37ページですが、これまでの御説明の流れでは、調査項目の簡素化という大きな流れがあったのですが、ここの部分に関してはかなり詳しく項目を分けながら調査するようになっているのですが、これはどういった理由があるのか教えてください。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 すみません、私から回答させていただきます。

飼料作物につきましては、私どもで把握したいことは面積と、基本的には収穫された量を把握すればそれで良いので、調査項目としてはシンプルに2項目で全然構わないのですが、ただ、飼料作物の場合は収穫の形態上、例えば大豆みたいに、農協とかに出荷するとかいうものにならないので、全体の量を把握するのが農家でも非常に難しいと。例えばサイロに詰めた量とか、ロールに巻いた数とか、そういうものを聞かないとなかなか把握できないものですから、そのために農家がどのパターンでも記入できるように、今回、更に詳しく項目を追加しているものになります。ただ、実際、農家が書くのは、例えばサイロに詰めている農家であれば、サイロに詰めた量だけを書けば良いですし、もし直接収穫量が分かるということであれば、直接記入する欄がありますので、そこに量を書いてもらえればそれで終わりという形になります。

以上です。

○野見山専門委員 分かりました。ありがとうございます。

- 川崎部会長 ありがとうございます。それでは、野崎審議協力者、お願いします。
- 野崎審議協力者 記入しやすくするという点について異議はありません。1つ質問ですが、集計表の前のページですが、作柄の良否とか被害の多少、良・並・悪や、少・並・多について、この調査票に105とか95とか、記入に当たっての基準というものを明記した方が分かりやすいと思うのですが、それはどのように整理されていますか。
- 春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 現時点では特段そういった基準のようなものは設けておらず、生産者の主観で書いてもらっております。前年度の数値をプレプリントしておりますので、記入している方にぶれがなければ、そこを比較で判断はできる。審査のために使っているということですので、あまりそこを厳密にしまうと、むしろ何か記入の負担になってしまうのではないかなとは思っております。
- 野崎審議協力者 そうしますと、産地によって、記入する方によって、又は同じ部署に10年も20年もいる方はいないので、3年、5年で異動されて、次の方が前の方と同じような感覚で、多いとか、少ないとか、悪いとか、良いとかっていうことを記入できるのかどうか、そこがばらつくのかなと。
- 春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 仮に記入する方が変わったとしても、前年提出した資料、調査票をお持ちだと思いますので、それを見て、恐らく人が変わっても作柄は昨年と今年の状況は分かると思いますので、そういったある程度そろえた形で、被害の程度を出すことはできるのではないかなと思っております。
- 野崎審議協力者 産地の自由裁量ということでよろしいですか。
- 春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。
- 川崎部会長 よろしいですか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
- 少し私からも。先ほどの野見山専門委員の御質問に関係して、念のため確認させていただきます。37ページの飼料作物の収穫量調査の様式を変えていくということで、これは記入しやすくなって良いのだろうと思うのですが、最終的に結果を公表される際には全部トンキロに、どの回答様式をされてもそちらに換算して出されるという理解でよろしいですか。
- 春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい、そうです。
- 川崎部会長 分かりました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
- それでは、特にほかにはないようでしたら、これにつきましては御了解をいただいたというふうに整理させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
- 続きまして、次の項目に進ませていただきたいと思います。今度は「集計事項の変更」ということになりますか。よろしくをお願いします。
- 佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 承知しました。審査メモの17ページ、「(6)集計事項の変更」について、御説明いたします。
- 集計事項につきましては、そば及びなたねの調査対象作物への追加に伴う調査票の新設や既存の調査票における調査事項の追加・削除等を行うことに伴い、調査結果として作成

される集計事項の変更を行うこととしております。これにつきましては、政策課題を検討するための有用な情報の提供とともに、統計利用者のニーズにも応えようとするものであることから、おおむね適当であると考えますが、統計の有用性の向上等の観点から、変更する集計表の確認など2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この論点に関しまして、農林水産省の方からお願いいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 資料3-2の32ページになります。

まず1点目ですが、調査票の変更等に伴いまして、集計表の表章がどのようなものになるかということですが、こちらにつきましては別添1のつづりにありますが、14ページ以降になりまして、別添7-1、7-2、7-3、7-4、7-5という形で、資料3-2のクリップ止めになっている部分の後ろになります。変更前、変更後という集計表があります。

今回、集計表のところでは、調査項目がなくなったもの等につきましては、変更後におきましてはそこが削除された形で表章がなされるということになります。飼料用の麦類のところのえん麦につきましては、先ほど説明したとおり、「えん麦（緑肥）」というのが追加になるということです。15ページは先ほど説明した集計表が変わるということです。

調査票は以上です。まずその次に調査結果の利活用上、十分なものかどうかということですが、32ページの回答ですが、集計表につきましては、調査事項の変更等の内容や既存の集計事項における利活用を踏まえて設定しておりまして、調査結果の利活用の観点からも十分活用できたものと考えているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。基本的にはこれまでの調査事項や調査票の変更に伴って、それを反映した変更だと理解いたしました。

それでは、特にこれにつきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。いろいろ資料がたくさんありますので、なかなか見付けるのが大変ではありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これまでの調査事項の変更等に対応したものということであると思いますので、これにつきましては御了解いただいたものとさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、いよいよ審査メモは最後のページになりましたが、18ページのところ、これはまた事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 承知しました。審査メモの18ページ、3の平成19年2月の統計審議会答申における今後の課題への対応状況についてです。

平成19年2月の統計審議会答申におきまして、今後の課題といたしまして、(1)標本

経営体に係る標本設計の検討と、(2) 調査に係る誤差情報の提供の2点が指摘されております。このうち標本経営体に係る標本設計の検討につきましては、前回、第1回目の部会におきまして御審議いただきまして、適当であると御判断いただいたところです。また、調査に係る誤差情報の提供につきましては、平成20年度調査結果からは農林水産省のホームページ及び本調査の調査結果報告書等におきまして、関係団体及び標本経営体に関する各作物別の調査に係る誤差情報について提供しております。

具体的には、審査メモの別添6の39ページから42ページを御覧いただければと思います。こういった形で、調査の特性に応じまして、誤差情報を提供しているものと考えております。以上のことから、これについては適当であると考えます。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 以上のように、事務局の方では既に審議した事項は、あるいは既にここに掲載されているようなものが公表されているということで、適当であるとお考えだということですが、これにつきましては農林水産省の方から何か補足的に御説明とかありますでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 今回、標本経営体に係る標本設計の変更を行うということにさせていただいたところでして、この関係によりまして、従来は回収率等の情報提供を行っておりましたが、これに加えて、目標精度や標準誤差率といった情報の提供も可能になるものと考えております。したがって、これまでに以上に調査の誤差情報等の提供の充実に今後も努めてまいりたいと考えています。

○川崎部会長 ありがとうございます。それで、この最後の前回答申における今後の課題への対応につきましては、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

少し念のため私からも確認して、この審査メモの41ページにあるような情報は、いろいろな調査の区分ごとに提供されているという理解でよろしいですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○川崎部会長 ここはその中の一部を例示として挙げていただいたということですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○川崎部会長 分かりました。いかがでしょうか。

これは既に統計の公表も、インターネット上で公表されているe-Statの中にもこの情報が提供されているということですので、利用者は誰でも見られる環境になっているわけで、その意味では誤差情報をきちんと提供していただいているということかと思いません。

それでは、事務局からも御説明がありました。これで適当であるというようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これについても御了解をいただきました。ありがとうございました。

これで今回の審査の事項は全部カバーしたということになります。ざっと振り返ってみ

ますと、若干変更と言いますか、おおむね妥当と申しますか、少し検討していただく部分もありますが、基本的には適当ということになったかと思います。あと1点だけ、先ほどもう少し情報を整理して御報告をお願いするということがありました。その点だけまた次回にお願いしたいと思います。

以上で、大体の審議は終わりということにはなりますが、全体を通じまして、振り返ってみまして何かまだ審議が足りない部分とかいうことでもありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○西郷委員 先ほど河井委員が質問なさった、前回の資料3-2の28ページの上の方、表が3つあって一番上の表ですが、先ほど現行から見直し後に移ることによって、一番茶の部分全体から差し引けばほかの部分が出るというような御説明だったのですが、その下の表を見ると、生産量に関しては排他的な内数になっているので、引き算すれば分かるが、摘採面積に関しては、これは多分かなりのオーバーラップがある。一番茶を作ったところで……。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうです。

○西郷委員 ですよ。ですので、引き算して分かることは、全体に使ったうちの一番茶に使わなかったところが分かるだけであって、ほかのことは分からないという理解でよろしいですか。これはなかなか難しい見方の表だなと思ったのです。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 おっしゃるとおりでして、お茶につきましては、同じ茶園で何回か刈り取りをしますのです。

○西郷委員 だからこそ、二番茶、三番茶……。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 二番茶、三番茶、四番茶の摘採面積については……。

○西郷委員 引き算しても。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 引き算しても、そうですね。

○西郷委員 一番茶に使わなかったところが分かる。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうです。

○西郷委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 今のことに関して素朴な疑問を言えば、一番茶が全くないところが差し引くと出てくるというのも不思議な気がする。二番茶から摘み始めるということはあるのかどうかですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 これはほとんどありませんでして、27年産では摘採面積の3万5,600ヘクタールで、一番茶は3万5,600ヘクタールですので、全ての摘採茶園では一番茶は刈り取っていると。

○安倍専門委員 25年と26年は少し……。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 25年と26年は100ヘクタール

だけ少し。

○川崎部会長 年をまたがるとか何かあるのですかね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 多分、ラウンドではないかと思うのですが。

○川崎部会長 なるほど。それはあり得ますね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 各都道府県値を積み上げてラウンドしますので、そこで100ヘクタールぐらいずれはあると思いますので、一番茶を刈り取らないことは通常あり得ません。

○安倍専門委員 そりゃそうですよ、一番もうかりますから。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ええ、一番もうかる場所ですので、価格の高い場所です。

○安倍専門委員 それが一番先で、あと二番です。

○川崎部会長 定義上、一番上にあればそれが一番というわけでしょうから。作物というのは、我々一般消費者にも興味深いものですし、議論が尽きないところですが、統計の内容、あるいは変更としましては、これでほぼ了解いただいたものと理解いたしました。

それでは、これで今回の作物統計に対する審議は一応終了とさせていただきます、この後、次回は答申案の審議ということに進ませていただきたいと思います。次回につきましては、事務局から御連絡をお願いしたいと思います。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、10月14日金曜日の14時から、この庁舎の3階の第1会議室の方で開催する予定です。次回は、本日の審議の中で1点、調査実施者の方において整理していただくことがあったかと思いますが、その点について御確認いただいた後、答申案について御審議いただきたいと考えております。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえまして、部会長の御指示を仰ぎながら事務局で作成いたします。作成しました答申案につきましては、委員、専門委員等の皆様に事前にメールでお送りしたいと考えておりますので、あらかじめ内容を御確認いただければと思っております。

本日及び前回の部会でお配りした資料につきましては、次回の部会でも審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、前回と同様、資料を席上に残したまま御退席いただいても結構です。事務局で保管の上、次回部会で席上に御用意させていただきます。

事務局からの連絡は以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。おかげさまで大変効率的に審議を進めることができました。

それでは、本日の部会審議はこれで終了させていただきます。どうも皆さま、ありがとうございました。

